

## 自立訓練（機能訓練、生活訓練）に関する制度の現状（要旨）

（機能訓練は訪問による支援を除いた場合。また、生活訓練は宿泊型自立訓練を除いた場合）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	自立訓練 【法第 5 条 12 項】 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体的機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 ※ 法律上は機能訓練、生活訓練の区別なし	
障害者総合支援法施行規則(厚生労働省令)	自立訓練(機能訓練) 規則第 6 条の 6、7	自立訓練(生活訓練) 同左
・ 訓練期間	1 年 6 か月間 (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者は 3 年間)	2 年間 (長期入院していたその他これに類する事由のある障害者は 3 年間)
・ 障害種別	身体障害者又は難病対象者	知的障害者又は精神障害者
・ サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション</li> <li>生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練</li> <li>生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</li> </ul>
基準省令 *1		
人員基準 156 条(機能訓練) 166 条(生活訓練)  ※右記において看護職員又は生活支援員で「1 人以上は常勤」となっているものについては多機能型の特例あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員 1 人以上(1 人以上は常勤)</li> <li>PT 又は OT 1 人以上</li> <li>生活支援員 1 人以上(1 人以上は常勤)</li> </ul> ※看護職員、PT 又は OT、生活支援員の総数は常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス管理責任者 1 人以上(利用者数 60 人以下の場合)</li> <li>管理者(兼務可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援員 常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上(1 人以上は常勤)</li> <li>サービス管理責任者 1 人以上(利用者数 60 人以下の場合)</li> <li>管理者(兼務可)</li> </ul>
設備基準 158 条(機能訓練) 168 条(生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練・作業室</li> <li>相談室</li> <li>洗面所、便所</li> <li>多目的室他運営に必要な設備</li> </ul> ※ 多機能型の場合は兼用化	同左

\*1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）